

空き家対策に係る地方公共団体からの要望を受けた当面の対応①

	主な要望項目等	対応方針(赤字は前回ご説明時対応済だったもの)
①	市町村による財産管理制度の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針及びガイドラインを改正し、所有者等の所在を特定できない場合等において、<u>市町村長による財産管理人の選任の申立てを行うことが考えられる旨を明確化</u> ○ <u>債権を有している空家等や特定空家等でなくとも、市町村による請求が認められているケースの事例集(19事例)を作成(R2.12公表済)</u> 本事例集について最高裁判所事務総局より家庭裁判所へ情報提供
②	災害等の緊急時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針及びガイドラインを改正し、<u>災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の災害対策基本法に基づく措置について明記</u> ○ <u>内閣府と連名で災害対策基本法の規定に基づく対応(災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における、外壁等の飛散のおそれのある部分の撤去又は修繕等の措置、積雪に伴い応急措置の支障となる空家等又はその一部の除却等の措置等)について通知(R2.12通知済)</u> ○ 条例や他法令に基づく<u>災害等の緊急時の対応に係る事例集(29事例)を作成(R3.4公表済)</u>
③	将来的に周辺への悪影響が予見される空家等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針を改正し、<u>将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態となると予見される場合も含めて特定空家等の対象と判断し法に基づく措置を行うことにより、固定資産税等の住宅用地特例の適用外となる旨を明確化</u> ○ ガイドラインを改正し、<u>将来著しく保安上危険又は著しく衛生上有害な状態となると予見される場合の判断にあたり参考となる基準等を明確化</u>
④	所有者等の探索方法及び国外に居住する所有者等への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他法令における対応を参考に、これまでの法の運用の実態も踏まえ、ガイドラインを改正し、<u>略式代執行に際しての過失なく措置を命ぜられるべき者を確知することができない場合の考え方、国外に居住する所有者等の調査手法等について明確化</u>

空き家対策に係る地方公共団体からの要望を受けた当面の対応②

	主な要望項目等	対応方針
⑤	所有者等への空家等の管理に係る意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針を改正し、<u>空家等となることが見込まれる住宅の所有者等への適切な管理についての注意喚起の必要性</u>について明確化 ○ 所有者等に対し<u>効果的に注意喚起を図る取組についての事例集(27事例)</u>を作成(R3.3公表済)
⑥	地域の空家等対策を支援する民間主体の活用	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本指針を改正し、<u>地域の空家等対策に取り組むNPO等の団体について協議会の構成員の例に加えるとともに、専門的な相談について連携して対応すること</u>について明記 ○ <u>民間との連携に関する事例集(38事例)</u>を作成(R3.3公表済)
⑦	代執行時の動産の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>ガイドラインを改正し、特定空家等の代執行時に動産等をその措置に含める場合の手続等</u>について明確化(R2.12改正済)
⑧	一部が使用されていない建築物への対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ ガイドラインを改正し、<u>外見上はいわゆる長屋等であっても隣接する住戸との界壁が二重構造となっている等の場合には、法の対象となる旨を明確化</u> ○ 全国空き家対策推進協議会や関係省庁と連携し、長屋等の実態も踏まえて、法制上、実務上の課題や対応策について引き続き検討

※1 基本指針：空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針
 ガイドライン：「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)

※2 基本指針及びガイドラインについて、パブリックコメント等の実施(～5/19)後、令和3年6月30日に改正